

“マルチ”に要注意！簡単にもうかる話はありません！ ～契約前に冷静に考えてみましょう～

知り合いから、商品の無料体験やセミナーに誘われ、出向いた先で、会員になるよう勧誘されることがあります。

高額なので「商品代の支払が難しい」と断っても、カードローンなどを勧められ、「利益が得られ、1年で返済できる」、「必ず成功し、半年で返せる」などと説明され、連鎖販売取引(いわゆる「マルチ商法」)の契約をしたという、消費者被害が発生しています。



●確実に利益が得られるなどの おいしい話はありません

- ・取引の内容を確認し、少しでも不安があればはっきりと断りましょう。
- ・一人で決められない場合、
家族や188（消費生活センター）
に相談しましょう。

●知り合いからの誘いでも はっきりと断りましょう

- ・連鎖販売取引に勧誘する目的を隠して、消費者を誘い出すことは違法です。
- ・誘われただけならあなたは被害者ですが、あなたが誰かを違法に誘えば、あなたは加害者になります。

説明されたような
利益はなかった…。
ローンの支払期限が
来たけど支払えない。
どうしよう…。



「どうしよう・・・」困ったときは

一人で悩まずに、消費生活センター等へご相談ください！

消費者ホットライン
(局番なし) 188

※お近くの相談窓口につながります



連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」）は、契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフができます。

1.必ずハガキ等の書面で通知する（書面で通知することが法律で決められています。）。

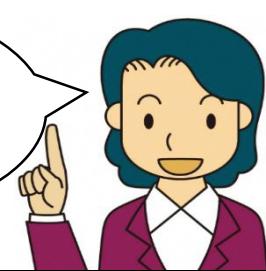
2.契約（申込）年月日、事業者名、担当者名、商品（役務・権利）名、契約金額を書いて、この契約を解除するということを書く。あなたの住所、氏名を書くのを忘れずに。

3.ハガキを書いたら、両面コピーを取る（証拠を残すため。）。

4.ハガキは郵便局の窓口で、特定記録郵便又は簡易書留等の「出した日付」が分かる方法で出して、受取証等をもらう（クーリング・オフは書面を出した瞬間に有効になるため、仮に事業者が「受け取っていない」と言っても、クーリング・オフは成立します。）。

5.上記「3」の両面コピーと、「4」の受取証等の紙を保存する（この2つが、クーリング・オフをしたことの証拠になります。）。

分からぬところは
消費生活センター等に
相談してください。



切手

○○県○○市
○○町○○番地
(事業者の住所)

○○株式会社 御中
(事業者の名称)

- 自分の住所
- 自分の名前

- 契約（申込）年月日
- 事業者名
- 担当者名
- 商品（役務・権利）名
- 契約金額

上記契約を解除します

- 発信 年月日

連鎖販売取引は、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、
支払ったお金の一部返金が可能な場合があります。 困ったときは一人で悩まず、早めに相談しましょう。

- (例)
 - ・契約から90日以内である
 - ・購入した商品を未使用のまま返品できる
 - ・提供されていない役務がある

事実と違うことを告げられ、誤認して契約した場合など、**契約を取り消せることもあります。**

【相談窓口】

消費者ホットライン「188（いやや！）」

※お近くの相談窓口につながります

経済産業省関東経済産業局 消費者相談室

048-601-1239 (平日10:00~16:00)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

